

みやぎ建設産業振興懇談会開催要綱

(目的)

第1 建設産業の振興策について、広く有識者からの意見聴取を行うため、みやぎ建設産業振興懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は、建設産業に関する次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 担い手の確保・育成に関すること。
- (2) 生産性の向上に関すること。
- (3) 経営の安定・強化に関すること。
- (4) 地域力の強化に関すること。
- (5) その他建設産業振興に関すること。

(構成)

第3 懇談会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 令和4年度に「第3期みやぎ建設産業振興プラン」の中間検証、令和6年度に最終検証を行い、同プランに掲げる基本目標ごとの数値目標の達成に向けて、各種施策・取組の改善・見直しを図る。その他、必要に応じて開催する。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部事業管理課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月12日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に懇談会の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。
- 3 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

別表

みやぎ建設産業振興懇談会 構成員

氏 名	所 属	備 考
増田 聡	帝京大学経済学部地域経済学科教授 東北大学大学院経済学研究科教授	学識経験者
有働 恵子	東北大学大学院工学研究科教授	学識経験者
西村 博英	一般社団法人宮城県建設業協会専務理事兼事務局長	建設業関係団体
伊藤 俊一	一般社団法人宮城県建設専門工事業団体連合会会長	建設業関係団体
船山 雅弘	一般社団法人みやぎ中小建設業協会会長	建設業関係団体
八木橋 雄介	一般財団法人みやぎ建設総合センター事務局長	建設業関係団体
関 洋一	東日本建設業保証株式会社宮城支店取締役支店長	建設業金融関係
佐藤 勝	宮城労働局職業安定部職業対策課長	行政関係・労働
伊藤 俊夫	仙台市都市整備局技術管理室長	行政関係・市町村
菊田 英孝	宮城県教育庁高校教育課長	行政関係・県
鈴木 光晴	宮城県土木部副部長（技術担当）	行政関係・県